

令和7年度 第1回 川崎市指定介護保険事業者 集団指導講習会

3 身体拘束の適正化



川崎市 健康福祉局 長寿社会部
高齢者事業推進課 事業者指導係

身体拘束の原則禁止について

身体拘束の原則禁止: 利用者や他の利用者の生命又は身体を保護するために、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

身体的弊害: 関節拘縮や筋力低下による身体機能の低下など

精神的弊害: 利用者の精神的な苦痛や痴呆の進行など

社会的弊害: 施設に対する社会的不信、偏見を起こす危険性

拘束が拘束を生む悪循環を防ぎ、高齢者の尊厳を守る。

緊急やむを得ない場合について

緊急やむを得ない場合とは、**切迫性・非代替性・一時性**の3つの要件を全て満たす状態であることを、利用者本人・家族、本人に関わる関係者・関係機関全員で検討し、確認した場合を言う。

切迫性: 利用者または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

非代替性: 身体拘束等の行動制限以外に代替方法がないこと

一時性: 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

身体拘束を実施する際に必要な手続き

- ① **組織的な判断**: 関係者が幅広く参加するカンファレンス等を実施し、必要性を組織的に判断する。
- ② **本人・家族への説明**: 身体拘束の内容、目的・理由、期間、時間帯などを具体的かつ詳細に説明し、十分な理解を得る。
- ③ **記録の作成**: 本人・家族への説明状況、身体拘束の実施状況、本人の状態等について、詳細に記録を作成する。
- ④ **必要性の再検討**: 本人の状態を常に観察し、必要性を再検討して、要件に該当しない場合は直ちに拘束を解除する。

身体的拘束による虐待認定の事例

【事例】 夜間に離室しがちな利用者の居室ドアの鍵を工作して、居室内から開けられないようにしていた。その行為を中止した後も、ドアノブを手すりに紐で固定して開けられないようにしていた。

【認定】 本件は、3つの要件の検討や本人・家族への説明など、身体的拘束に関する適正な手続きを行わずに、利用者の行動制限を行っていたものであり、身体的虐待と認定しました。

不適正な身体拘束の実施は、高齢者虐待になります！

身体拘束廃止未実施減算について

- ① 身体的拘束の様態及び時間、入所者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録すること
- ② 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催し、その結果に従業者に周知徹底すること
- ③ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること
- ④ 従業者に対して、研修を定期的に実施すること

実施していない場合は、身体拘束廃止未実施減算の対象

おわりに

ご清聴いただき、ありがとうございました。